TKC

# 第53期　定時株主総会
# 招集ご通知

**開催日時**

令和元年12月20日（金曜日）　午前10時

**開催場所**

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
**当社栃木本社別館　６階会議室**
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

## 決議事項

**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役１名選任の件
**第３号議案**　監査役１名選任の件
**第４号議案**　取締役等及び監査役に対する株式報酬等の内容変更の件

株式会社 TKC
証券コード　9746

## 社是　「自利利他」（自利トハ利他ヲイフ）




## 経営理念「顧客への貢献」

私たちは、お客様の繁栄のために、
1．お客様の事業の成功条件を探求し、
2．これを強化するシステムを開発し、
3．その導入支援に全力を尽くします。

お客様への貢献は、私たちの喜びです。

証券コード　9746
令和元年11月29日

株　主　各　位

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
株式会社 TKC
代表取締役社長　角　　一　幸

# 第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和元年12月19日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

**［書面（郵送）による議決権の行使］**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

**［電磁的方法（インターネット）による議決権の行使］**

当社指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（75頁から76頁まで）をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

**1．日　　時**　令和元年12月20日（金曜日）　午前10時

**2．場　　所**　栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館　６階会議室
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

## 3．会議の目的事項

**（報告事項）**　1．第53期（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
2．第53期（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件

**（決議事項）**

**第１号議案**　剰余金の処分の件
**第２号議案**　取締役１名選任の件
**第３号議案**　監査役１名選任の件
**第４号議案**　取締役等及び監査役に対する株式報酬等の内容変更の件

## 4．招集にあたっての決定事項

⑴　議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

⑵　インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

⑶　議決権行使書面による議決権の行使とインターネットによる議決権の行使を重複して行われた場合は、インターネットによる議決権の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

⑷　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

○株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tkc.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）

## １．企業集団の現況に関する事項

### １－１．事業の経過およびその成果

**１．当社事業の専門性**

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人および税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

①　ＴＫＣ統合情報センター（全国９都市）によるコンピューター・サービス
　１）大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
　２）データストレージ・サービス
　３）ダウンロード・サービス
②　ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）によるコンピューター・サービス
　１）インターネット・サービス
　２）イントラネット・サービス
　３）クラウド・コンピューティング・サービス
　４）データベース・サービス
　５）データストレージ・サービス
　６）データバックアップ・サービス
　７）データセキュリティー・サービス
③　パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウエアの開発提供
④　当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
⑤　専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
⑥　ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

## 2．当社グループの通期業績の推移

株式会社ＴＫＣおよびその連結子会社等６社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が66,120百万円（前期比7.3％増）、営業利益は9,347百万円（前期比7.7％増）、経常利益は9,669百万円（前期比7.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,721百万円（前期比9.1％増）となりました。

当期の売上高、営業利益、経常利益、および親会社株主に帰属する当期純利益は、前期実績を超えると同時に過去最高を更新する結果となりました。その主な要因として会計事務所事業部門においては、電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムのユーザー数が伸展したこと、および法人税の電子申告義務化に伴い大企業向けの「法人電子申告システム（ＡＳＰ１０００Ｒ）」のユーザー数が伸展したことによってコンピューター・サービス売上高とソフトウエア売上高が増加したことによります。地方公共団体事業部門においては、基幹系システムの利用団体が増加したことによってコンピューター・サービス売上高が増加したこと、および「地方税電子申告支援サービス（ｅＬＴＡＸ）」のシステム更改等に係るコンサルティング・サービス売上高が増加したことなどが挙げられます。

当期における事業部門別の売上高の推移は以下のとおりです。

### （1）会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は45,899百万円（前期比4.8％増）、営業利益は8,725百万円（前期比2.6％増）となりました。

① コンピューター・サービス売上高は、前期比4.1％増となりました。これは「中堅企業向け統合型会計情報システム（ＦＸ４クラウド）」や「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」、高セキュリティー環境のもとで、外出先からOMSにアクセスして業務を遂行できる「OMSモバイル」のユーザー数が伸展したことによります。

② ソフトウエア売上高は、前期比3.1％増となりました。これは前述したように電子帳簿保存法の要件を満たす財務会計システムのユーザー数が伸展したこと、および法人税の電子申告義務化に伴い大企業向けの「法人電子申告システム（ＡＳＰ１０００Ｒ）」のユーザー数が伸展したことによります。

③ コンサルティング・サービス売上高は、前期比3.0％減となりました。これは「ＦＸ４クラウド」および「OMSクラウド」等のクラウドサービスのユーザー数が伸展したことに伴い、従来のクライアント／サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウエア保守料収入が減少したことによります。

④　ハードウエア売上高は、前期比15.9％増となりました。これは、Windows7のサポート終了が令和２年１月に予定されていること、および消費税増税前にパソコンを買い換える需要が増加したことによります。

**（２）地方公共団体事業部門の売上高の推移**

地方公共団体事業部門における売上高は16,413百万円（前期比16.3％増）、営業利益は425百万円（前期に対して422百万円増）となりました。

なお、営業利益が前期と比較して大幅に改善したのは、前期に受注した新規団体のシステム移行に伴う開発業務の外注などの仕入れが当期は発生していないこと、および「地方税電子申告支援サービス（ｅＬＴＡＸ）」のシステム更改に伴う導入業務の受注によるものです。

①　コンピューター・サービス売上高は、前期比10.5％増となりました。これは前期において新たに受注した基幹系システムユーザーからアウトソーシングサービスを受注したこと、データセンターの利用が拡大したことに加え、ＬGWＡNクラウドサービスである「証明書コンビニ交付システム」や「課税資料イメージ管理システム」などのユーザー数が伸展したことによります。

②　ソフトウエア売上高は、前期比8.9％減となりました。これは、前期に計上したマイナンバー制度へのシステム対応、国民健康保険制度および介護保険制度の改正といった法律の改正に伴うシステム改修がなかったことによります。

③　コンサルティング・サービス売上高は、前期比97.0％増となりました。これは前期において新たに受注した基幹系システムユーザーへのシステム導入に加え「地方税電子申告支援サービス（ｅＬＴＡＸ）」のシステム更改、および地方税共通納税システムの導入事業を受託したことによります。

④　ハードウエア売上高は、前期比55.4％増となりました。これは住基ネット関連機器更改に伴うサーバーやネットワーク機器等の売上高が増加したことによります。

**（３）印刷事業部門（子会社：株式会社ＴＬＰ）の売上高の推移**

印刷事業部門における売上高は3,808百万円（前期比2.2％増）、営業利益は189百万円（前期比12.4％増）となりました。

①　データプリントサービス（ＤＰＳ）関連商品の売上高は、前期比10.3％増となりました。これは民間企業からのDM受注増、ビジネス・プロセス・アウトソーシング関連業務の安定受注、４月の統一地方選挙、７月の参議院選挙関連の受注、地方自治体からの通知書関連業務の受注、官公庁外郭団体からの通知書関連業務の受注などによります。

② ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比1.1％減となりました。これは近年ビジネス帳票の需要減退が続いていることによります。

## 3．全社に関わる重要な事項

### （1）指名・報酬諮問委員会の設置

社外取締役および社内取締役等で構成する任意の「指名・報酬諮問委員会」を、令和元年９月に設置しました。この委員会は、当社取締役会の諮問機関として、取締役等の選解任、候補者の指名、ならびに取締役等の報酬に関する意思決定について、独立社外取締役等からの関与・助言を得る機会を確保し、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することによって、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的としています。

### （2）株式会社ＴＫＣ出版の完全子会社化

令和元年９月24日、株式交換の手続きを実施し、関連会社である株式会社ＴＫＣ出版を完全子会社化しました。株式会社ＴＫＣ出版は昭和47年にＴＫＣ会員への情報発信および会員事務所の業務の合理化と関与先企業からの信頼性の向上に貢献するための広報および出版活動を行うことを目的として設立されました。完全子会社化により、株式会社ＴＫＣ出版が培ってきた編集ノウハウを活用し、当社の事業や企画と組み合わせることで、広報、出版活動に大きく貢献できるものと期待しております。

### （3）「電子帳簿ソフト法的要件認証」の取得

当社が会計事務所の関与先企業に提供する財務会計システム（ＦＸ２、ＦＸ４クラウド、ｅ２１まいスターなど）は、同業他社に先駆けて、平成31年３月29日、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第１号認証を取得しました。この電子帳簿ソフト法的要件認証制度は、国税関係帳簿の作成・保存を行う市販ソフトウエアが電子帳簿保存法の要件を満たしているかをチェックし、法的要件を充足していると判断されたソフトウエアに対して、JIIMAが認証する制度です。この認証を受けた財務会計システムは国税庁ホームページにも一覧が掲載されています。

電子帳簿保存法を利用する企業は、所轄税務署に申請書を提出する必要があります。従前は、電子帳簿を申請する際に、企業が利用している財務会計システムが電子帳簿保存法の要件を満たしていることを申告する必要がありました。平成31年度税制改正によりJIIMAの認証を取得している財務会計システムを利用の場合は、その申告作業が不要となり、電子帳簿の申請書類も1/2に減らすことができるようになりました。

今日、わが国においては多くの財務会計システムが企業において利用されていますが、その中で「電子帳簿保存法」に完全準拠したものが極めて少ないのが実態です。当社の財務会計システムは企業を納税義務者ととらえ、青色申告制度の要件を満たすように設計されており、これから強く注目されていくものと期待しております。

**（4）海外ビジネスモニターの内部監査支援機能に関する特許を取得**

「海外ビジネスモニター」（以下、ＯＢＭ）の内部監査支援機能について平成31年１月11日、特許を取得しました（特許第6463532号）。

ＯＢＭは、海外に進出している日系企業（海外子会社）の業績を日本の親会社が「見える化」できるクラウドサービスです。海外子会社が会計システムから会計データを切り出して、ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）にアップロードすると、日本の親会社は、海外子会社の業績を、統一した科目体系で、かつ現地語を日本語または英語に自動翻訳して確認できます。さらにＯＢＭは、会計データを自動的に分析し、ミスや不正と思われる取引を抽出する内部監査支援機能を搭載しています。この機能が「内部監査支援装置、内部監査支援方法および内部監査支援プログラム」に関する発明として特許が認められました。

**（5）当社名誉会長によるＴＫＣ会員に対する株式無償譲渡について**

当社名誉会長である飯塚真玄氏は平成31年３月、税理士法第33条の２に規定される書面添付に取り組むＴＫＣ会員222名に対し、個人で保有する当社普通株式を無償譲渡されました。この無償譲渡は平成30年３月から令和４年３月までの５年間、累計100万株を上限として実施しているものです。昨年に続き２回目となる譲渡を行いました。

なお、飯塚真玄氏は平成18年にも弟故飯塚容晟氏（元当社副社長）と共に個人所有の当社株式合計300万株を、6,657名のＴＫＣ会員に贈与されています。

**４．会計事務所事業部門の営業活動と経営成績**

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第２条第１項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士および公認会計士（以下、ＴＫＣ会員）1万1,400名（令和元年９月末日現在）が組織するＴＫＣ全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

ＴＫＣ全国会は、昭和46年に創設され、次の六つの事業目的を掲げて活動しています。

１）租税正義の実現

２）税理士業務の完璧な履行

3）中小企業の存続・発展の支援
4）ＴＫＣ会員事務所の経営基盤の強化
5）ＴＫＣシステムの徹底活用
6）会員相互の啓発、互助及び親睦
（注）ＴＫＣ全国会については、別冊『ＴＫＣ全国会のすべて』またはＴＫＣグループホームページ（https://www.tkc.jp/）をご覧ください。

**（1）ＴＫＣ全国会が展開する運動について**

ＴＫＣ全国会では、創設50周年（2021年）に向けての政策課題を踏まえ、2019年から2021年の３カ年の運動方針と2019年度戦略目標を発表しました。その内容は以下のとおりです。

［ＴＫＣブランドで社会を変えるための運動方針］
①「ＴＫＣ方式による書面添付」の推進（2019年度目標：法人書面添付13.4万社）
②「ＴＫＣモニタリング情報サービス」の推進（2019年度目標：12万社24万件）
③「ＴＫＣ方式の自計化」の推進（2019年度目標：27.7万社）

併せて、ＴＫＣ全国会の取り組みが多くの金融機関から注目され始めており、これを好機としてＴＫＣ会員事務所の経営基盤を強固なものとするため、以下の方針が打ち出されています。
①「ＴＫＣ会計人の行動基準書」を理解し、実践しよう！
②「巡回監査士」「巡回監査士補」を増大させよう！
③「認定支援機関」として経営助言業務を強化しよう！

**（2）会計事務所事業部門による戦略目標達成に向けた活動**

当社では、ＴＫＣ全国会と連携して2019年度戦略目標の達成に向けた営業活動を展開しています。

①　ＴＫＣモニタリング情報サービスの推進

当期は、ＴＫＣモニタリング情報サービスの推進を会計事務所事業部門の最重要戦略目標に設定し、ＴＫＣ会員事務所と金融機関に普及を図りました。ＴＫＣモニタリング情報サービスは、ＴＫＣ会員事務所が毎月の巡回監査と月次決算を実施した上で作成した月次試算表、年度決算書、税務申告書などを、関与先企業の経営者からの依頼に基づいて、金融機関に開示するための無償のクラウドサービスです。開示のタイミングは、月次試算表の場合は月次決算終了直後、年度決算書および税務申告書は税務署に対して電子申告した直後に行われます。

ＴＫＣモニタリング情報サービスの推進と同時に、金融機関に対して中小企業の決算書の信頼性は以下の３帳表で確認できることを訴求しました。

1）ＴＫＣ会員が実践する「税理士法第33条の2に基づく添付書面」

2) 会社法第432条が定める帳簿の適時性および決算書と申告書の連動性をＴＫＣが過去３年にわたって証明する「記帳適時性証明書」
3) 日本税理士会連合会、全国信用保証協会連合会が制定した「中小会計要領チェックリスト」

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に増加し、令和元年９月末日現在で、全国全ての地方銀行（64行）を含む418金融機関に採用されています。また、本年は15万件を超える決算書等が金融機関に開示されました。

② ＴＫＣ方式による自計化の推進（ＦＸシリーズの推進）

当期においては、平成から令和への改元対応や令和元年10月施行の改正消費税法に対応するため、ＴＫＣ会員事務所向けの研修会を全国で開催しました。また、軽減税率導入に伴う実務上の注意点やキャッシュレス制度への対応について情報提供を行うとともに、会計事務所が関与先企業向けに開催するセミナーの支援を実施しました。また、事務所ごとに自計化推進目標の決定と対象企業の絞り込み、および具体的な推進方法を検討する自計化推進会議の開催を支援しています。その結果、ＦＸシリーズのユーザー数は令和元年９月末日現在で27万社を突破しました。

③ 電子帳簿保存法への完全対応支援

平成30年度税制改正において、所得税の申告に際して、1) 帳簿の保管に関して電子帳簿保存法の適用を受けている場合、または、2) 電子申告を実施した場合は、青色申告の特別控除額を10万円優遇する旨の内容が盛り込まれました。これは、電子帳簿保存法に基づいて申告の基礎となる帳簿記録の訂正・削除履歴を保存している事業者を税制上優遇するという点で画期的な改正であり、この流れは今後、法人税にも波及していくと考えられています。

また、「ＦＸシリーズ」をはじめとする当社システムは、同業他社に先駆けて、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）から「電子帳簿ソフト法的要件認証制度」の第1号認証を取得しました。この制度は、前記「３．全社に関わる重要な事項（３）「電子帳簿ソフト法的要件認証の取得」に記載のとおりです。この認証を受けたＦＸシリーズ等の普及を通じて、電子帳簿保存法への完全対応を支援しています。

④ 会員導入（ＴＫＣ全国会への入会促進）

ＴＫＣ全国会では、令和３年９月末日までにＴＫＣ会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、ＴＫＣ全国会ニューメンバーズ・サービス委員会等と密接に連携して会員導入活動を展開しています。

当期においては、中堅・大型事務所および独立開業を予定している税理士・公認会計士などを対象とした各種セミナーを開催し、新規入会を促進しました。

こうした活動の結果、令和元年９月末日現在のＴＫＣ会員は約9,700会計事務所、1万1,400会員となりました。なお事務所数と会員数の違いは、1事務所に複数会員が所属することによります。

**（3）「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動**

①　「中小会計要領」の普及のための支援活動

ＴＫＣ全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年２月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（以下、中小会計要領）を推奨しています。

本要領は、1)自社の経営状況の把握に役立つ会計、2)利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、3)会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、4)中小企業に過重な負担を課さない会計――の考えに沿って制定されています。

当社は、その普及・活用に向けたＴＫＣ全国会の運動を支援するため、教材等の整備と他の中小企業支援団体との連携に継続的に取り組んでいます。

②　「記帳適時性証明書」の発行

当社では、ＴＫＣ会員が当社の会計システムを利用する際にＴＫＣインターネット・サービスセンターに自動的に保存される処理履歴データと過去の時系列データを活用して、金融機関などの第三者が客観的にＴＫＣ会員事務所の業務水準を判定するための資料となる「記帳適時性証明書」を無償で発行しています。

このサービスは、ＴＫＣ会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたものであり、ＴＫＣ会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを一気通貫で適時に完了したことを、当社が第三者として証明するものです。

**（4）大企業市場への展開**

当社は、ＴＫＣシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務のコンプライアンスと合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関係会社をＴＫＣ会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

この活動に資するシステムとして、「ＴＫＣ連結グループソリューション」（連結会計システム「ｅＣＡ－ＤＲＩＶＥＲ」、連結納税システム「ｅＣｏｎｓｏｌｉＴａｘ」、税効果会計システム「ｅＴａｘＥｆｆｅｃｔ」、法人電子申告システム「ＡＳＰ１０００Ｒ」、統合型会

計情報システム「ＦＸ５」、電子申告システム「ｅ－ＴＡＸシリーズ」、固定資産管理システム「ＦＡＭａｎａｇｅｒ」、ＴＫＣ証憑ストレージサービス「ＴＤＳ」、海外ビジネスモニター「ＯＢＭｏｎｉｔｏｒ」ほか）を提供しています。

平成30年度税制改正で、法人税・地方税・消費税の電子申告が令和２年４月から資本金１億円超の大企業に義務化されることになりました。これにより、大企業では、法人税申告書の電子申告の実施に加え、その添付書類（財務諸表、勘定科目内訳明細書等）についても電子データで提出しなければならなくなりました。法人税の電子申告は、国税庁の統計によれば、2016年度で2,085,431件、電子申告率79.3%となっているものの、大企業における電子申告率は56.9%にとどまっています。そのため、義務化の対象となる多くの大企業がはじめて電子申告に取り組むことになります。当社では、これらの企業が円滑に電子申告義務化対応を行えるようにするため、ＴＫＣ全国会中堅・大企業支援研究会（令和元年９月末日現在の会員数は1,349名）と連携し、『電子申告義務化対応ガイドブック』をホームページに公開するとともに、セミナーや電子申告体験会を開催しました。また、ＥＲＰベンダー４社とアライアンス契約を締結し、財務諸表のデータ連携システムの構築に取り組んでいます。その結果、法人電子申告システム（ＡＳＰ１０００Ｒ）のユーザー数は令和元年９月末日現在2,700社となりました。

また、収益認識に関する会計基準への対応、海外子会社の不正リスク対応をテーマとしたセミナーを開催し、システムとＴＫＣ会員によるシステム・コンサルティングを提案しました。

こうした活動の結果、「ＴＫＣ連結グループソリューション」の利用企業グループ数は、令和元年９月末日現在で約3,700企業グループとなりました。なお、当社の税務申告システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち88%の企業で採用されています。また、日本の上場企業における市場シェアは30%となりました。

**（５）法律情報データベースの市場拡大**

当社が独自に構築した法律情報データベース「ＬＥＸ／ＤＢインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全法律分野にわたる判例・裁決例等を収録しており、令和元年９月末日現在で30万2,000件超とわが国最大の文献収録件数を誇るサービスとなっています。

また「ＬＥＸ／ＤＢインターネット」を中核とする総合的な法律情報データベースである「ＴＫＣローライブラリー」は、94万件を超える論文等の所在情報に加えて、ぎょうせい殿、日本評論社殿、有斐閣殿、中央経済社ホールディングス殿、判例タイムズホールディングス殿などの法律専門出版社等18社が運用する60の法律情報データベースと連動しており、そのアクセス可能な情報総数は262万件を超えています。

① 「ＴＫＣローライブラリー」の利用拡大

「ＴＫＣローライブラリー」の販売促進では、実務に役立つコンテンツを顧客別にパッケージ化（法律事務所向け「法律事務所パック」、企業法務部向け「企業法務パック」）し、その活用をアピールすることに取り組んできました。

当期においては、ＴＫＣ会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへの積極的な提案活動の結果、ユーザー数は5万ＩＤを超え、令和元年９月末日現在で2万1,000超の諸機関で利用されています。

② アカデミック市場における展開

「ＴＫＣ法科大学院教育研究支援システム」を利用する54校の法科大学院に対し、当システムの利用を基盤とした早期学修支援制度の導入を提案し、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」に応募できるよう支援しています。

また、当期から大学の学部を対象に「公務員試験学習ツール」の販売促進活動を本格化し、令和元年９月末日現在で25校と契約しています。引き続き、モニター利用大学の拡大と正式利用への切り替えを促進しています。

## ５．地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第２条第２項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

### （１）基幹系関連サービスの開発・提供

国は、令和５年度末までにクラウド導入団体数を約1,600団体（うち自治体クラウドは約1,100団体）にするとの目標を掲げ、導入促進の取り組みを加速させています。

当社では、全国の地方公共団体（主に市区町村）を対象とした「ＴＫＣ行政クラウドサービス」を提供しています。これは基幹系業務と内部情報系業務を支援する「ＴＡＳＫクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「ＴＡＳＫアウトソーシングサービス」により構成されています。

特にＴＡＳＫクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国域を対象にクラウドの共同利用を可能とする単一のパッケージシステムであることから、総務省が推進する「自治体クラウド」の観点からも注目され、基幹系システムでは全国８グループの共同利用組織に採用されています。

当期においては、今秋以降に本稼働を迎える新規受注団体の円滑なシステム移行を支援したほか、改元や消費税法改正等への対応など各種システムの機能強化に努めました。また、積極

的な提案活動を展開した結果、当社の基幹系システムは令和元年９月末日現在で全国150を超える団体に採用されています。

**（2）住民向けクラウドサービスの拡充**

マイナンバーカードの活用策として、コンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスを導入・検討する市区町村が増えています。

当社では、これを実現するシステムとして「ＴＡＳＫクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。本システムは全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして数多くの導入実績を持ち、令和元年９月末日現在で神戸市、北九州市などの政令指定都市を含め全国100を超える団体に採用されています。

また、本システムの仕組みを利用する「ＴＡＳＫクラウドかんたん窓口システム」は、住民サービスの向上と窓口業務改革の両面から注目が高まっており、令和元年９月末日現在で約10団体に採用されています。

当期においては、かんたん窓口システムの機能強化に取り組むほか、証明書コンビニ交付システムの積極的な提案活動を実施しました。

**（3）地方税電子申告のクラウド化への対応**

地方共同法人地方税共同機構の認定委託先事業者として、同機構が運営するｅＬＴＡＸ（地方税ポータルシステム）の審査システム等の標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

また、本サービスの推進にあたっては、アライアンス契約を結ぶ全国50社のパートナー企業とともに提案活動を展開しています。その結果、「ＴＡＳＫクラウド地方税電子申告支援サービス」は、令和元年９月末日現在で全都道府県・市区町村の4割以上に当たる770を超える団体で採用されています。

当期においては、令和元年10月から全国一斉に運用が始まる「地方税共通納税システム」の導入準備を支援したほか、データ連携サービスの機能強化および積極的な提案活動に取り組みました。

**（4）地方公会計の統一的な基準への対応**

市区町村においては、これまでの「現金主義会計」（単式簿記）に代えて「発生主義会計」（複式簿記）を採用して、財務書類などを作成・開示するとともに、そのデータを行政経営に活用することが求められています。

これを支援するため、当社では国が推奨する日々仕訳方式に対応した「ＴＡＳＫクラウド公会計システム」とその関連システムとして「ＴＡＳＫクラウド固定資産管理システム」「ＴＡＳＫクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、鹿児島県町村会・熊本県町村会・長崎県市町村行政振興協議会・京都府自治体情報化推進協議会に参加する全51団体（7市26町4村、14一部事務組合等）のうち、先行して令和元年10月から財務会計システムを切り替える13団体について移行準備を支援（今後2年間をかけて順次切り替え予定）するほか、地方公会計情報の〈見える化〉と〈活用〉を支援する各種機能の開発・強化に取り組みました。また、積極的な提案活動を展開した結果、公会計システムは令和元年９月末日現在で約250団体に採用されています。

**（5）行政サービスデジタル化への対応**

令和元年５月、すべての行政手続きを原則としてオンライン化する「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（デジタル手続法）が成立しました。

当社では、かねてより新製品・サービスの企画と開発を一段と加速させるとともに、最新情報の収集・発信など顧客サポートの強化に努めてきました。当期においては、システム企画本部を中心に営業・開発・運用の各部門が連携し〈行政サービスデジタル化〉に関する情報収集・発信へ取り組むとともに、「ＴＡＳＫクラウドマイナンバーカード交付事務支援システム」をはじめ〈住民サービスの向上〉と〈業務の効率化・標準化〉を支援する行政サービスデジタル化支援ソリューションの調査・研究、開発を進めてきました。

**６．印刷事業部門の営業活動と経営成績**

当社グループの印刷事業部門は、データプリントサービス（ＤＰＳ）事業およびビジネスフォームの印刷を基軸に事業展開しています。

ＤＰＳ分野では民間企業の販促用ダイレクトメールが小ロット化の傾向にある中、オフセット印刷とデジタル可変出力双方の技術提案により受注拡大を図りました。また、官公庁・地方自治体に対しては、そのサービスを受ける方々への個人情報の保護と正確性を担保し、より短い納期によるサービス強化を目的に、入札前段階からの機械設備に合わせた仕様提案を行いました。これにより、ＤＰＳ分野の売上高は前期に対して10.3％増加しました。

ビジネスフォーム印刷分野では、生産性の向上と高付加価値商品の企画販促に努めましたが、市場の縮小による受注減少により売上高は前期に対して1.1％減少しました。

## １－２．対処すべき課題

各部門の対処すべき課題は次のとおりです。

### １．会計事務所事業部門の対処すべき課題

会計事務所事業部門では、会計事務所とその関与先企業の発展に貢献することが最も重要な経営課題であると捉え、今後もＴＫＣ全国会の諸活動との密接な連携を図るとともに、ＴＫＣ会員の活動を支えるシステムやサービスの開発・提供を通じて、その活動を支援してまいります。

#### （１）システムの競争力の強化

当社では、以下の取り組みを通じてシステムの競争力の強化を図り、優位性を訴求することで他社との差別化に努めます。

① 当社システムの「強み」は税務と会計の一気通貫にあります。その特長は、財務会計システムにおいて法令および会計基準への完全準拠性を堅持しながら、これと関連する税務情報システムと連動させ、会計・税務・電子申告の一気通貫を実現していることです。今後も、法令改正や制度変更に迅速・的確に対応し、こうした強みを強化します。

② 当社システムの最大の特長は、単にシステムやサービスの提供にとどまらず、税務と会計の実務に精通したＴＫＣ会員がシステムの導入から運用まで、きめ細かなサポートを行い、企業の適法・適正な税務と会計の処理を支援していることにあります。当社では、こうしたＴＫＣ会員の業務品質のさらなる高付加価値化を支援するため、会員への支援体制の強化を図ります。

#### （２）自計化推進活動

当社では、ＴＫＣ全国会の戦略目標達成を支援するため、企業経営者の迅速な意思決定を支援する機能の強化・拡充と、遡及的な加除・訂正の会計処理ができないシステムの強みを生かした活動を展開します。

#### （３）ＴＫＣ会員事務所１万超事務所の達成の支援

ＴＫＣ全国会が掲げるＴＫＣ会員事務所１万超事務所の達成に向けて、ＴＫＣ会員と連携した会員導入活動へ取り組み、ＴＫＣ全国会の戦略目標の達成に貢献します。

**（4）ＴＫＣローライブラリーの利用拡大**

「ＴＫＣローライブラリー」を構成する「ＬＥＸ／ＤＢインターネット」「出版社データベース」の機能強化と収録内容の拡充をさらに進め、利用者の利便性を高めます。それにより競合他社のサービスとの差別化を図り、法律事務所におけるさらなる利用拡大を目指します。

**2．地方公共団体事業部門の対処すべき課題**

地方公共団体における「スマート自治体」や「行政サービスデジタル化」の実現、および「行財政改革」を支援するため、地方公共団体事業部門では、今後も最新のＩＣＴを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて住民の利便性向上と行政効率の向上を支援することが重要な経営課題であると捉え、以下の五つの重点活動に取り組みます。

① 基幹系業務システムの新たな顧客市区町村の拡大を図り、自治体クラウドの一層推進により行政サービス・デジタル化の推進と「コスト・ミニマム」の実現を支援します。
② 財務データ等を多面的に分析できる各種システム、機能を提供することで、公会計情報を活用した「根拠に基づく行政経営・政策形成（ＥＢＰＭ）」の実現を支援します。
③ ｅＬＴＡＸ関連サービスの普及拡大を図り、税務手続きのデジタル化による利用者（行政と住民）の利便性向上を支援します。
④ 利用者視点の新しい「行政サービスデジタル化支援ソリューション」の開発・提供に取り組みます。
⑤ 地方公共団体向けサービスを本業とする地域ベンダーとの商品相互供給関係を築くことにより、販売エリアの拡大とサービスの多重化を実現するアライアンス戦略を推進します。

**3．印刷事業部門の対処すべき課題**

当グループの印刷事業部門では、データプリントサービス（ＤＰＳ）およびビジネス・プロセス・アウトソーシング（ＢＰＯ）を主体とした拡販のため次のとおり取り組みます。

① 新規顧客の開拓により、データプリントサービス関連商品の販売促進に注力します。
② 関西工場、関西営業所の開設により、関西以西の西日本エリアの新規開拓を行い営業拡販につなげます。
③ アナログとデジタルを融合した印刷技術を顧客に提案し、その顧客とのダイレクトコミュニケーションへ貢献します。
④ BPOとして顧客の間接業務を受託し、高品質を担保しつつ業務効率化、コスト削減、情報セキュリティーリスクの低減など顧客の経営効率化に寄与します。
⑤ 既存顧客との関係をさらに深め、シェアアップを図ります。

⑥ 顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開、生産コスト削減のため新技術開発へ継続して取り組みます。
⑦ 製造工程の機械化による正確性の担保と生産効率化による納期短縮の提案を行い、官公庁案件のシェアを拡大します。
⑧ 品質の向上と安定・維持、また品質障害防止のため、全商品の工程ごとの品質チェック体制を強化します。
⑨ さらなる内製化を進めることで外注比率を下げ、コスト削減を図ります。
⑩ 顧客や取引先等からの信頼獲得およびマイナンバー管理を確かなものとするため「プライバシーマーク」「ISMS」に基づいた情報セキュリティー体制を一層強化します。
⑪ 「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、生産性の向上と効率化によりエネルギー消費量の削減をさらに進めます。

## 4．全社の対処すべき課題

### （1）法令を完全に遵守したシステムの提供

当社は、関連法令に完全に準拠し最新のＩＣＴを用いて開発したシステムを提供することによって、会計事務所および地方公共団体の業務を支援しています。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制をより強化していきます。

### （2）グループ・ガバナンス・システムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、諸規定を体系的にまとめ、グループ・ガバナンス・システムの向上に取り組みます。

特に、令和元年６月に経済産業省が策定した「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」に対応したグループ・ガバナンス体制を構築し運用開始しております。

### （3）働きがいのある組織風土の醸成

当社は、個人とチームワークを尊重した職場づくりに努めるとともに、当社の経営理念である「顧客への貢献」実現のため従業員の能力開発の支援、「働きがいのある組織風土」の醸成に取り組みます。

**（4）業務継続性の確保**

大規模な自然災害など不測の事態が発生した場合でも、全ての顧客が業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充に取り組みます。

**（5）情報セキュリティーに対する取り組み**

当社グループは、会計事務所とその関与先、地方公共団体に対して、常に最新のＩＣＴの活用により各種情報サービスを提供しています。情報セキュリティーの確保は当社の事業活動の重要課題であり社会的責務と考えています。

こうした認識の下、当社グループでは顧客が当社のクラウドサービスを安心して利用いただけるよう、情報セキュリティーマネジメントシステム認証「ISO／IEC27001」、個人情報保護マネジメントシステム「JIS Q 15001」（プライバシーマーク）などの第三者認証を取得しています。

また、ＴＫＣインターネット・サービスセンター（TISC）では、これらに加えて平成27年10月12日にクラウド環境における個人情報保護認証「ISO／IEC27018」を、平成29年６月19日にはISMSクラウドサービスセキュリティー認証「ISO／IEC27017」を取得しています。

当社では、引き続き顧客が“安全・安心・便利”にクラウドサービスを利用できる環境の整備に努めてまいります。

## １－３．資金調達等についての状況

**①　資金調達の状況**

該当事項はありません。

**②　設備投資の状況**

該当事項はありません。

**③　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

**④　他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**⑤　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**⑥　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

株式会社ＴＫＣと株式会社ＴＫＣ出版は、令和元年８月13日付で両社の間で締結した株式交換契約に基づき、令和元年９月24日を効力発生日として、株式会社ＴＫＣを株式交換完全親会社、株式会社ＴＫＣ出版を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換により、株式会社ＴＫＣに移転した株式会社ＴＫＣ出版の株式の数は11,430株であります。株式会社ＴＫＣは本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の前日の株式会社ＴＫＣ出版の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して、その所有する株式会社ＴＫＣ出版の普通株式１株につき株式会社ＴＫＣの普通株式５株の割当をもって割当交付いたしました。株式会社ＴＫＣが割当交付した普通株式（自己株式）の合計は57,150株です。

## １－４．直前３事業年度の財産及び損益の状況

### ①　企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 | 第50期<br>平成28年９月期 | 第51期<br>平成29年９月期 | 第52期<br>平成30年９月期 | 第53期<br>令和元年９月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 57,750百万円 | 59,705百万円 | 61,621百万円 | 66,120百万円 |
| 経常利益 | 7,604百万円 | 8,792百万円 | 8,961百万円 | 9,669百万円 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 4,770百万円 | 6,071百万円 | 6,158百万円 | 6,721百万円 |
| １株当たり当期純利益 | 179円65銭 | 229円13銭 | 233円46銭 | 255円52銭 |
| 総資産 | 81,116百万円 | 85,428百万円 | 90,202百万円 | 96,989百万円 |
| 純資産 | 64,556百万円 | 68,892百万円 | 72,550百万円 | 73,121百万円 |

（注）　「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

### ②　当社の財産及び損益の状況

| 区分 | 第50期<br>平成28年９月期 | 第51期<br>平成29年９月期 | 第52期<br>平成30年９月期 | 第53期<br>令和元年９月期 |
|---|---|---|---|---|
| 売上高 | 53,361百万円 | 55,175百万円 | 56,769百万円 | 60,897百万円 |
| 経常利益 | 7,665百万円 | 8,473百万円 | 8,577百万円 | 8,972百万円 |
| 当期純利益 | 4,542百万円 | 5,900百万円 | 5,959百万円 | 6,262百万円 |
| １株当たり当期純利益 | 171円08銭 | 222円67銭 | 225円92銭 | 238円07銭 |
| 総資産 | 75,030百万円 | 79,034百万円 | 82,737百万円 | 88,192百万円 |
| 純資産 | 61,370百万円 | 65,466百万円 | 68,863百万円 | 70,622百万円 |

（注）　「１株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

## １－５．重要な親会社及び子会社の状況（令和元年９月30日現在）

### ①　親会社の状況

該当事項はありません。

### ②　子会社の状況

| 会　　社　　名 | 資　本　金 | 当社の議決権比率 | 主　要　な　事　業　内　容 |
|---|---|---|---|
| 株　式　会　社　Ｔ　Ｌ　Ｐ | 100百万円 | 55.0% | 印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売 |
| ＴＫＣ保安サービス株式会社 | 10百万円 | 100% | 警備・営繕及び清掃業務 |
| 株 式 会 社 ス カ イ コ ム | 100百万円 | 100% | ソフトウエア・プロダクトの開発・販売 |
| ＴＫＣカスタマーサポートサ　ー　ビ　ス　株　式　会　社 | 25百万円 | 100% | ヘルプデスクサービス業務 |
| 株 式 会 社 Ｔ　Ｋ　Ｃ　出　版 | 83百万円 | 100% | 税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作 |

（注）１．株式会社ＴＬＰは、平成30年10月１日に東京ラインプリンタ印刷株式会社より社名を変更しました。

２．株式会社ＴＫＣ出版は、19頁「１－３．⑥　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況」に記載のとおり、株式交換により100%子会社となりました。

### ③　企業結合の成果

１．当社の連結子会社は、上記の子会社の５社であります。

２．当期の売上高は66,120百万円（前期比7.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,721百万円（前期比9.1%増）であります。

## １－６．主要な借入先及び借入額（令和元年９月30日現在）

該当事項はありません。

## 1－7．主要な事業内容（令和元年９月30日現在）

| 事　業　内　容 | 主　要　サ　ー　ビ　ス　・　商　品 | 売上高比率 |
|---|---|---|
| 情報処理サービス | 1．ＴＫＣ統合情報センターによるコンピューター・サービス<br>①　大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス<br>②　データストレージ・サービス<br>③　ダウンロード・サービス<br>2．ＴＫＣインターネット・サービスセンター（ＴＩＳＣ）によるコンピューター・サービス<br>①　インターネット・サービス<br>②　イントラネット・サービス<br>③　クラウド・コンピューティング・サービス<br>④　データベース・サービス<br>⑤　データストレージ・サービス<br>⑥　データバックアップ・サービス<br>⑦　データセキュリティー・サービス | 34.6% |
| ソフトウエア及びコンサルティングサービス | 1．専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス<br>2．当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウエアの開発・提供<br>3．ＴＫＣ税務研究所における事例研究と情報提供サービス<br>4．データセキュリティー体制の構築支援のための保守サービス<br>5．ユーザーに対する総合的な教育研修サービス | 44.2% |
| 事務代行及び仲介サービス | 1．生命保険会社を対象とした関与先企業の保険契約者の保険料の集金事務代行を含む団体事務受託業務<br>2．損害保険代理業<br>3．会計事務所及びその関与先企業への業務・商品の仲介業務 | 7.8% |
| オフィス機器販売 | 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売 | 7.7% |
| サプライ販売 | ＴＫＣコンピューター会計システムの利用に伴う事務用品等の販売 | 5.7% |

## 1－8．主要な営業所（令和元年９月30日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 栃木本社（本店） | | 栃木県宇都宮市 |
| 東京本社 | | 東京都新宿区 |
| システム開発研究所 | | 栃木県宇都宮市 |
| インターネット・サービスセンター | | 栃木県宇都宮市近郊 |
| 統合情報センター（９拠点） | 北海道 | 北海道札幌市 |
| | 東北 | 宮城県仙台市 |
| | 栃木 | 栃木県宇都宮市 |
| | 東京 | 東京都練馬区 |
| | 中部 | 愛知県春日井市 |
| | 関西 | 大阪府茨木市 |
| | 中四国 | 岡山県岡山市 |
| | 九州 | 福岡県古賀市 |
| | 沖縄 | 沖縄県那覇市 |
| 統括センター（４拠点） | 東日本 | 埼玉県さいたま市 |
| | 首都圏 | 東京都新宿区 |
| | 近畿中部 | 大阪府大阪市 |
| | 西日本 | 岡山県岡山市 |
| ＳＣＧサービスセンター（56拠点） | | |
| 地方公共団体事業部地域営業所（13拠点） | | |
| サプライ事業部支社（２拠点） | | |

## 1－9．使用人の状況（令和元年９月30日現在）

### ①　企業集団の使用人の状況

| 使用人の数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 2,701名 | 76名増 |

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

### ②　当社の使用人の状況

| 使用人の数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 2,288名 | 63名増 | 39歳６か月 | 16年１か月 |

（注）使用人の数には、顧問・嘱託等が含まれており、パートタイマーは含まれておりません。

## 1－10．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2．会社の株式に関する事項（令和元年９月30日現在）

**２－１．発行可能株式総数**　60,000,000株

**２－２．発行済株式の総数**　26,731,033株

**２－３．株主数**　9,986名

**２－４．上位11名の株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 公益財団法人飯塚毅育英会 | 37,530百株 | 14.2% |
| 大同生命保険株式会社 | 25,690百株 | 9.7% |
| ＴＫＣ社員持株会 | 15,519百株 | 5.9% |
| 公益財団法人租税資料館 | 15,465百株 | 5.8% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 11,823百株 | 4.5% |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS | 10,594百株 | 4.0% |
| 飯塚真玄 | 8,598百株 | 3.2% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 7,792百株 | 2.9% |
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 6,664百株 | 2.5% |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 5,983百株 | 2.3% |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 5,983百株 | 2.3% |

（注）１．当社は、自己株式257,086株を保有しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
３．発行済株式の総数に対する所有株式数の割合の計算にあたり控除する自己株式には役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式190,500株は含めておりません。

**２－５．その他株式に関する重要な事項**

当社は、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役及び国外居住者を除く。）、執行役員（国外居住者を除く。）及び監査役（社外監査役及び国外居住者を除く。）（以下「取締役等」という。）を対象に、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）を導入しております。

令和元年９月30日現在において、役員報酬ＢＩＰ信託の所有する当社株式は、190,500株であります。

## 3．会社の新株予約権等に関する事項

### 3－1．当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

（注）株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）において権利放棄され、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄された新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）において付与しております。

### 3－2．当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

当社執行役員23名に対し23個の新株予約権（目的となる株式数：普通株式2,300株）を平成30年12月10日に交付いたしました。

なお、新株予約権の払込金額は、新株予約権１個当たり337,200円であります。

（注）株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）の導入に伴い、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権は、当社の執行役員において権利放棄され、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、放棄された新株予約権の目的となる株式数相当のポイントを株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）において付与しております。

### 3－3．その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4．会社役員に関する事項

### 4－1．取締役及び監査役の状況（令和元年９月30日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当 | 重要な兼職の状況 |
|---|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 角（すみ） 一（かず） 幸（ゆき） | 社長執行役員 | 株式会社スカイコム代表取締役会長<br>ＴＫＣ保安サービス株式会社代表取締役社長<br>ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社代表取締役社長 |
| 代表取締役副社長 | 岩（いわ）田（た） 仁（ひとし） | 副社長執行役員 | ＴＫＣ金融保証株式会社代表取締役副会長<br>一般社団法人ＴＫＣ企業共済会代表理事副理事長 |
| 代表取締役専務 | 飯（いい）塚（づか） 真（まさ） 規（のり） | 専務執行役員<br>会計事務所事業部長 | |
| 取締役 | 伊（い）藤（とう） 誠（まこと） | 常務執行役員<br>税務研究所長 | |
| 取締役 | 湯（ゆ）澤（ざわ） 正（まさ） 夫（お） | 常務執行役員<br>地方公共団体事業部長 | |
| 取締役 | 五十嵐（いがらし） 康（やす） 生（お） | 常務執行役員<br>会計事務所事業部システム開発研究所長 | |
| 取締役 | 飛（ひ）鷹（たか） 聡（さとし） | 常務執行役員<br>地方公共団体事業部営業本部長 | |
| 取締役 | 苅（かり）屋（や） 武（たけ） 宏（ひろ） | 執行役員<br>システムエンジニアリングセンター長 | |
| 取締役 | 田（た）口（ぐち） 操（みさお） | | 税理士法人田口パートナーズ会計代表社員 |
| 取締役 | 押（おし）田（だ） 吉（よし） 真（まさ） | | 税理士法人押田会計事務所代表社員 |
| 常勤監査役 | 宮（みや）下（した） 恒（つね） 夫（お） | | ＴＫＣ保安サービス株式会社監査役<br>ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社監査役 |
| 常勤監査役 | 中（なか）西（にし） 清（きよ） 嗣（つぐ） | | |
| 監査役 | 松（まつ）本（もと） 憲（けん） 二（じ） | | 税理士法人青山アカウンティングファーム代表パートナー税理士<br>アイ・モバイル株式会社監査役 |
| 監査役 | 高（たか）島（しま） 良（よし） 樹（き） | | 柴田・山口・高島法律事務所パートナー弁護士<br>株式会社ＴＬＰ監査役<br>ＴＫＣ金融保証株式会社監査役<br>一般社団法人ＴＫＣ企業共済会監事 |

（注）１．取締役田口操氏及び取締役押田吉真氏は、社外取締役であります。
２．監査役松本憲二氏及び監査役高島良樹氏は、社外監査役であります。
３．監査役松本憲二氏は税理士の資格を有しており、また監査役高島良樹氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役田口操氏及び取締役押田吉真氏並びに監査役松本憲二氏及び監査役高島良樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ４－２．責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第１項の定めにより、各社外取締役及び各社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第１項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

### ４－３．辞任した会社役員又は解任された会社役員に関する事項

該当事項はありません。

### ４－４．当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数 | 報　酬　等　の　総　額 |
|---|---|---|
| 取締役（社外取締役を除く。） | 10名 | 858百万円 |
| 監査役（社外監査役を除く。） | 3名 | 38百万円 |
| 社外取締役 | 3名 | 26百万円 |
| 社外監査役 | 2名 | 28百万円 |
| 合計 | 18名 | 952百万円 |

（注）１．取締役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額480百万円と決議いただいております。なお、取締役の報酬額は、上記の総額の範囲内で、業績に連動させて決定しております。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）の限度額として、３事業年度を対象として500百万円と決議いただいております。

なお、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、取締役等（ストックオプション付与後に取締役等を退任し使用人となった者を含む。）に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として970百万円を上限とする決議をいただいております。

2．監査役の報酬限度額は、平成21年12月22日開催の第43期定時株主総会において、年額80百万円と決議いただいております。また、別枠で、平成30年12月21日開催の第52期定時株主総会において、株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）の限度額として、３事業年度を対象として72百万円と決議いただいております。なお、当初の対象期間においては、上記の金額を上限とする金員に加えて、株式報酬型ストックオプションからの移行措置として、監査役に付与するポイントに係る当社株式の取得原資として７百万円を上限とする決議をいただいております。

3．上記報酬等の総額には、株式報酬制度（役員報酬ＢＩＰ信託）による報酬額599百万円（社外取締役を除く取締役８名に対し590百万円、社外監査役を除く監査役２名に対し８百万円）も含まれております。

## ４－５．その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## ４－６．社外役員に関する事項

### ①　他の法人等の業務執行者又は社外役員等の重要な兼職に関する事項

| 地位 | 氏名 | 兼職する法人等 | 兼職の内容 |
|---|---|---|---|
| 取締役 | 田口　操 | 税理士法人田口パートナーズ会計 | 代表社員 |
| 取締役 | 押田吉真 | 税理士法人押田会計事務所 | 代表社員 |
| 監査役 | 松本憲二 | 税理士法人青山アカウンティングファーム<br>アイ・モバイル株式会社 | 代表パートナー税理士<br>監査役 |
| 監査役 | 高島良樹 | 柴田・山口・高島法律事務所<br>株式会社ＴＬＰ<br>ＴＫＣ金融保証株式会社<br>一般社団法人ＴＫＣ企業共済会 | パートナー弁護士<br>監査役<br>監査役<br>監事 |

（注）１．当社と税理士法人田口パートナーズ会計との間には開示すべき重要な取引はございません。
２．当社と税理士法人押田会計事務所との間には開示すべき重要な取引はございません。

3．当社と税理士法人青山アカウンティングファーム及びアイ・モバイル株式会社との間には開示すべき重要な取引はございません。

4．当社と柴田・山口・高島法律事務所、株式会社ＴＬＰ、ＴＫＣ金融保証株式会社及び一般社団法人ＴＫＣ企業共済会との間には開示すべき重要な取引はございません。

**②　会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係**

該当事項はありません。

**③　各社外役員の主な活動状況**

**1）取締役会及び監査役会への出席状況**

| 地　位 | 氏　名 | 取締役会（14回開催） | | 監査役会（９回開催） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 出席回数 | 出　席　率 | 出席回数 | 出　席　率 |
| 取締役 | 田口　操 | 13回 | 92.9% | － | － |
| 取締役 | 押田吉真 | 10回 | 100.0% | － | － |
| 監査役 | 松本憲二 | 12回 | 85.7% | 8回 | 88.9% |
| 監査役 | 高島良樹 | 13回 | 92.9% | 9回 | 100.0% |

（注）取締役押田吉真氏は、第52期定時株主総会において、選任され同日付で就任いたしました。就任日の平成30年12月21日から令和元年９月30日までの間における取締役会の開催回数は10回です。

**2）取締役会及び監査役会における発言状況**

取締役田口操氏及び取締役押田吉真氏は、取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言を行っております。

監査役松本憲二氏及び監査役高島良樹氏は、主にコンプライアンス（順法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。また、両氏は監査役会において主に法令・定款等の順守状況に関し、監査役松本憲二氏は税理士として、また監査役高島良樹氏は弁護士としてそれぞれ専門的見地からの発言を行っております。

**④　親会社又は子会社等からの役員報酬等の総額**

該当事項はありません。

## 5．会計監査人に関する事項

### 5－1．名称

EY新日本有限責任監査法人

### 5－2．辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

### 5－3．現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

### 5－4．過去２年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

### 5－5．責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

### 5－6．当事業年度に係る報酬等の額　　44百万円

（注１）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

（注２）監査役会は、「会計監査人との連携に関する実務指針」（平成30年８月17日　公益社団法人日本監査役協会）を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人からの必要資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積の算出根拠などを確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項に従い同意しております。

### ５－７．非監査業務の内容

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書（日本公認会計士協会　平成23年12月22日）」に基づいて、当社のＡＳＰサービス業務に係る内部統制に関する保証業務を委託しております。なお、その対価として10百万円を支払っております。

### ５－８．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

### ５－９．解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

## 6．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第５項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

**【１】当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針**

**（会社法第362条第４項第６号前段関連）**

① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を順守すると共に、当社の定款第２条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。

② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行すると共に、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。

③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けると共に、その顛末を取締役会に報告しなければならない。

④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。

⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。

⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べると共に、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについ

て率直に問題提起し、取締役会において事前にその対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。

⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録とともに、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。

⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。

⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。

⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、『ＴＫＣ企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚すると共に、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除すると共に、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。

⑪ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切の関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底すると共に、係る情報をＴＫＣグループ内で共有し、対応に関する体制を整備する。また、警察等の外部専門機関、法律顧問弁護士との間で緊密な連携を取る。

**【２】会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針**
**（会社法第362条第４項第６号後段関連）**

**（１）当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備**
**（会社法施行規則第100条第１項第１号関連）**

① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（【１】⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づ

いて保存及び管理を行う。

④ 前３項以外の取締役職務情報は、次の３つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

１．取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。

２．取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。

３．その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。

⑤ 前４項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

**（２）当該株式会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制**
**（会社法施行規則第100条第１項第２号関連）**

**（２－１）戦略リスクの管理に関する規定**

① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。

② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。

③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けた時は、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断した時は、その旨を取締役会に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。

１．当社の経営理念への準拠性

２．コンプライアンス

３．期待される顧客のビジネスへの貢献度

４．予想される顧客からの評価

５．技術的な実行可能性

６．必要となる資金とコスト

７．その他、業務提携先との信義則等

④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、代表取締役及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前２項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。

⑤ 常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。

**（２－２）オペレーション・リスクの管理に関する規定**

**（２－２－１）全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定**

① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の２つに分けて管理するものとする。

１．全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）

２．特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）

なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。

② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。

１．緊急度の高いもの。

２．コンプライアンスに関するもの。

３．当社の守秘義務に関するもの。

４．資産の保全と会計に関するもの。

５．業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。

６．職場環境と労務管理に関するもの。

７．その他必要と認めるもの。

③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。

④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。

⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから１か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、２か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の順守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。

**（２－２－２）特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定**

① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要性がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
１．システム開発研究所業務改善委員会
２．自治体システム開発部門業務改善委員会
３．統合情報センター業務改善委員会
４．ＳＣＧサービスセンター業務改善委員会
５．自治体営業部門業務改善委員会
６．サプライ事業部業務改善委員会
７．東京本社業務改善委員会
８．人事給与制度改善委員会
９．リスク管理委員会
10．その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、（２－２－１）に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。

**（２－２－３）ハザード・リスクその他の管理に関する規定**

① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。

② 法令等に抵触する虞のある事案が発生した時は、法務担当取締役の責任の下、総務本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令順守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。

**（３）当該株式会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制**
**（会社法施行規則第100条第１項第３号関連）**

① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、６か月以上前に日時を予定して開催される。

② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう３か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。

③ 毎期、新年度の第２月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。

⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。

⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにＰＤＣＡを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。

⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させるとともに、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

**（4）当該株式会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第４号関連）**

① 従業員による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成すると共に、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。

② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的に実施し、その理解の徹底を図る。

③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後１週間以内に社長に提出する。

④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。

⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。

**（5）次に掲げる体制その他の当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

**（会社法施行規則第100条第１項第５号関連）**

**（イ）当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制**

**（会社法施行規則第100条第１項第５号イ関連）**

① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結すると共に、内部監査部が監査を実施する。

② 内部監査部は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び関係部門の長に報告される体制を構築する。

③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む）又は会計処理を防止するため、内部監査部は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。

④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えると共に、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。

**（ロ）当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

**（会社法施行規則第100条第１項第５号ロ関連）**

別に定める「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」並びにその他社内規定に基づき、企業活動に影響を及ぼす虞のあるリスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。

**（ハ）当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

**（会社法施行規則第100条第１項第５号ハ関連）**

① 子会社等の取締役会（以下この項において「取締役会」という。）は、定例取締役会を原則として毎月所定の日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の承認及び株主総会に関連して開催される取締役会は、６か月以上前に日時を予定して開催する。

② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、子会社等の社長（以下この項、次項において「社長」という。）から子会社等の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう３か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略

的合理性について審議する。

③ 毎期、新年度の第２月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。

⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整する。

⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員又は管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにＰＤＣＡを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。

⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させると共に、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。

**（二）当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

**（会社法施行規則第100条第１項第５号ニ関連）**

① 子会社等の取締役等及び使用人（以下この項において「取締役等及び使用人」という。）による法令等の順守を徹底するため、社長に直属する内部監査を担当する部門において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を作成する。

② 内部監査を担当する部門の企画に基づき、すべての取締役等及び使用人に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的に実施し、その理解の徹底を図る。

③ 内部監査を担当する部門が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認すると共に、その「内部監査結果報告書」を監査終了後１週間以内に社長に提出する。

④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。

⑤　顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内のパソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存する。
⑥　万一、取締役等及び使用人が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査を担当する部門或いは最初にその情報を認知した取締役等及び使用人から、社長に緊急通報する体制を構築する。

**（6）当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項**
**（会社法施行規則第100条第３項第１号関連）**

①　監査役の職務を補助すべき部門として監査役室を設置し、専任の従業員を１名以上配置することとする。
②　前項の具体的な内容については、監査役会の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。

**（7）監査役の職務を補助すべき使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項**
**（会社法施行規則第100条第３項第２号関連）**

①　監査役の職務を補助すべき従業員の任命、異動、考課、懲戒については、事前に監査役会の同意を得て行うものとする。
②　監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役会の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとする。
③　監査役の職務を補助すべき従業員による必要な調査、情報収集のため、執行側各部門にあってはその協力体制を敷くこと、また必要な会議等への出席を認めることとする。

**（8）当該監査役設置会社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
**（会社法施行規則第100条第３項第３号関連）**

監査役の職務を補助する従業員は、監査役に対して監査役の指揮命令に基づく職務遂行状況を適宜報告する。

**（９－１）次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制**
**（会社法施行規則第100条第３項第４号関連）**

**（イ）当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制**
**（会社法施行規則第100条第３項第４号イ関連）**

① 当社のすべての取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
　１．当社のリスク管理体制に係る部門の活動状況
　２．当社の子会社等の監査及び内部監査に係る活動状況
　３．当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
　４．当社単独及び連結ベースの最新業績及び業績見込の発表内容及び重要開示書類の内容
　５．社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
③ 取締役及び従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
④ 監査役は、すべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることが期待される。

**（ロ）当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制**
**（会社法施行規則第100条第３項第４号ロ関連）**

① 子会社等のすべての取締役及び監査役並びに従業員は、当社監査役会の定めるところに従い、当社各監査役からの要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
② 前項の報告及び情報提供の内容として、主なものは次のとおりとする。
　１．子会社等のリスク管理体制に係る部門の活動状況
　２．子会社等の監査役監査に係る活動状況
　３．子会社等の重要な会計方針、会計基準及びその変更
　４．子会社等の社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付
③ 子会社等の取締役及び監査役並びに従業員は、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与える虞のある事実を発見した時には、当社監査役に対して当該事実に関する事項を直ちに報告することとする。
④ 当社監査役は、子会社等のすべての取締役会及び重要な会議に出席し、議長又は主催者の求めによらず、自由に意見を述べることが期待される。

**（９－２）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

**（会社法施行規則第100条第３項第５号関連）**

当社及び子会社等は、前号に関する事項の報告者が当社の監査役会に報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならない。

**（９－３）当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

**（会社法施行規則第100条第３項第６号関連）**

当社は、監査役の職務の執行が十二分に実現達成することができるよう、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理を、十二分に負担する。

① 通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査役会の監査計画に応じて、該当事業年度に予算化する。

② その他、緊急時の監査費用、有事における監査費用について、監査役会が事前に想定し、その方針を決定することとする。なお、取締役会は、監査役会から通知された当該決定方針に基づく措置を、事業年度予算の執行状況を踏まえて審議検討のうえ、執行する。

**（１０）その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

**（会社法施行規則第100条第３項第７号関連）**

① 監査役は、内部監査部の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、これを修正又は変更すべきと判断したときは、社長に対してその旨を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

② 監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、社長に対して追加監査の実施及び業務改善策の策定等を意見具申し、社長はこれを尊重しなければならない。

③ 監査役は、会計監査人から事前に会計監査計画の説明を受け、四半期決算会計監査及び本決算会計監査の都度、監査の方法並びに監査結果の報告を受け、意見交換を行うものとする。

④ 当社の監査体制とリスク管理体制との調整を図ることにより、監査体制の実効性を高めることを目的として、法務担当取締役を責任者とし、同取締役及び各監査役が指名する次長職以上の管理職者及び内部監査部部長を委員とする監査体制強化委員会を設置し、今後、当社が構築すべき監査体制に関する報告書を作成し、これを取締役会に提出することを期待する。

## 7．業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要

**（1）当社のリスク管理体制**

当社では、「オペレーション・リスク管理規定」に従って、当社に関わるリスクの識別・分析を行い、適切な対応を行っています。

**（2）当期における主な会議の開催状況**

① 取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるための社外取締役、社外監査役の出席状況は、30頁の「4－6．③各社外役員の主な活動状況1）取締役会及び監査役会への出席状況」のとおりです。

② 監査役会は9回開催されました。その他、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会、および特定部門に固有のオペレーション・リスクを管理するための業務改善委員会を定期的に開催しています。

**（3）内部監査の実施**

当期における当社グループの主な取り組みとしては、内部監査基本計画に基づき、当社および子会社の内部監査を実施しました。

**（4）従業員教育の実施状況**

当社は従業員による法令等の順守を徹底するため、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、毎年、すべての従業員に対して教育研修を定期的に実施しています。

## 8．株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 9．剰余金の配当等の決定に関する方針に関する事項

当社は、定款に、会社法第459条第1項に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりませんので、該当事項はありません。

（注）1．本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2．百分率は小数第2位を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

（令和元年９月30日現在）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **（資産の部）** | | **（負債の部）** | |
| **流動資産** | **35,813** | **流動負債** | **13,941** |
| 現金及び預金 | 25,775 | 買掛金 | 3,402 |
| 売掛金 | 7,813 | リース債務 | 443 |
| リース投資資産 | 443 | 未払金 | 2,133 |
| 商品 | 70 | 未払法人税等 | 2,340 |
| 仕掛品 | 595 | 未払事業所税 | 54 |
| 原材料及び貯蔵品 | 109 | 未払消費税等 | 599 |
| 前払費用 | 495 | 前受金 | 994 |
| 未収入金 | 172 | 預り金 | 364 |
| その他 | 364 | 賞与引当金 | 3,222 |
| 貸倒引当金 | △25 | 設備未払金 | 373 |
| **固定資産** | **52,378** | その他 | 12 |
| **有形固定資産** | **15,595** | **固定負債** | **3,629** |
| 建物 | 7,028 | リース債務 | 1,033 |
| 構築物 | 205 | 退職給付引当金 | 1,635 |
| 車両運搬具 | 0 | 株式給付引当金 | 562 |
| 工具、器具及び備品 | 1,724 | その他 | 398 |
| 土地 | 6,636 | **負債合計** | **17,570** |
| **無形固定資産** | **3,177** | **（純資産の部）** | |
| ソフトウエア | 2,347 | **株主資本** | **70,744** |
| ソフトウエア仮勘定 | 807 | 資本金 | 5,700 |
| 電話加入権 | 22 | 資本剰余金 | 5,711 |
| その他 | 0 | 資本準備金 | 5,409 |
| **投資その他の資産** | **33,605** | その他資本剰余金 | 302 |
| 投資有価証券 | 15,084 | 利益剰余金 | 60,962 |
| 関係会社株式 | 795 | 利益準備金 | 688 |
| 出資金 | 0 | その他利益剰余金 | 60,274 |
| 長期貸付金 | 38 | 別途積立金 | 55,457 |
| 長期前払費用 | 138 | 繰越利益剰余金 | 4,816 |
| 繰延税金資産 | 5,687 | 自己株式 | △1,630 |
| 長期預金 | 9,500 | **評価・換算差額等** | **△121** |
| 差入保証金 | 1,263 | その他有価証券評価差額金 | △121 |
| 長期リース投資資産 | 1,033 | **純資産合計** | **70,622** |
| その他 | 63 | | |
| **資産合計** | **88,192** | **負債及び純資産合計** | **88,192** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **60,897** |
| **売上原価** | | **20,318** |
| **売上総利益** | | **40,579** |
| **販売費及び一般管理費** | | **31,979** |
| **営業利益** | | **8,600** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 31 | |
| 受取配当金 | 217 | |
| 受取地代家賃 | 157 | |
| 助成金収入 | 13 | |
| その他 | 62 | 481 |
| **営業外費用** | | |
| 為替差損 | 0 | |
| 賃貸料原価 | 108 | |
| その他 | 0 | 109 |
| **経常利益** | | **8,972** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 1 | |
| 新株予約権戻入益 | 274 | |
| その他 | 8 | 283 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 10 | |
| 固定資産除却損 | 7 | |
| その他 | 0 | 18 |
| **税引前当期純利益** | | **9,238** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,469 | |
| 法人税等調整額 | △493 | 2,975 |
| **当期純利益** | | **6,262** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 | | |
| | | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| **当期首残高** | **5,700** | **5,409** | **－** | **5,409** | **688** | **52,257** | **4,658** | **57,604** | **△968** | **67,745** |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 3,200 | △3,200 | **－** | | **－** |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △2,904 | **△2,904** | | **△2,904** |
| 当期純利益 | | | | | | | 6,262 | **6,262** | | **6,262** |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | △1,387 | **△1,387** |
| 自己株式の処分 | | | 228 | **228** | | | | | 531 | **760** |
| 株式交換による増加 | | | 74 | **74** | | | | | 193 | **267** |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | | | | | |
| **当期変動額合計** | **－** | **－** | **302** | **302** | **－** | **3,200** | **158** | **3,358** | **△661** | **2,998** |
| **当期末残高** | **5,700** | **5,409** | **302** | **5,711** | **688** | **55,457** | **4,816** | **60,962** | **△1,630** | **70,744** |

| | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | **純資産合計** |
|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | **評価・換算差額等合計** | | |
| **当期首残高** | **882** | **882** | **235** | **68,863** |
| 当期変動額 | | | | |
| 別途積立金の積立 | | | | **－** |
| 剰余金の配当 | | | | **△2,904** |
| 当期純利益 | | | | **6,262** |
| 自己株式の取得 | | | | **△1,387** |
| 自己株式の処分 | | | | **760** |
| 株式交換による増加 | | | | **267** |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △1,004 | **△1,004** | △235 | **△1,240** |
| **当期変動額合計** | **△1,004** | **△1,004** | **△235** | **1,758** |
| **当期末残高** | **△121** | **△121** | **－** | **70,622** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個　別　注　記　表

## Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

（1）関係会社株式

移動平均法による原価法

（2）その他有価証券

①　時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②　時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（2）仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（3）貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

①　ソフトウエア

1）市場販売目的のソフトウエア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（３年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

2）自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間を５年とする定額法

② その他
定額法

**4．引当金の計上基準**

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（3）株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬ＢＩＰ信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

（4）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生事業年度の費用として処理しております。

**5．収益及び費用の計上基準**

受注制作のソフトウエア（ソフトウエアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

（1）当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

（2）その他のプロジェクト……工事完成基準

**6．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項**

（1）消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

（2）連結納税制度を適用しております。

## Ⅱ　表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## Ⅲ　貸借対照表に関する注記

| | |
|---|---|
| **１．有形固定資産の減価償却累計額** | 15,772百万円 |
| **２．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務** | |
| （１）関係会社に対する短期金銭債権 | 212百万円 |
| （２）関係会社に対する長期金銭債権 | 38百万円 |
| （３）関係会社に対する短期金銭債務 | 544百万円 |

## Ⅳ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| （１）売上高 | 60百万円 |
| （２）仕入高 | 2,966百万円 |
| （３）営業費用 | 2,413百万円 |
| （４）営業取引以外 | 227百万円 |

## Ⅴ　株主資本等変動計算書に関する注記

| | | |
|---|---|---|
| 当事業年度末における自己株式の数 | 普通株式 | 447,586株 |

## Ⅵ　税効果会計に関する注記

**繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳**

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| ソフトウエア制作費等 | 2,290百万円 |
| 賞与引当金 | 982百万円 |
| 退職給付引当金 | 498百万円 |
| 退職給付信託 | 1,201百万円 |
| 未払事業税 | 126百万円 |
| 投資有価証券評価損 | 195百万円 |
| 未払役員退職慰労金 | 17百万円 |
| 賞与引当金に対応する法定福利費 | 146百万円 |
| 資産除去債務 | 99百万円 |
| 減損損失 | 112百万円 |
| 株式給付引当金 | 171百万円 |
| その他 | 238百万円 |
| 小計 | 6,081百万円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △373百万円 |
| 評価性引当額小計 | △373百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 5,707百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 20百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 20百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 5,687百万円 |

## Ⅶ　関連当事者との取引に関する注記

### 1．子会社及び関連会社

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 関連会社 | アイ・モバイル㈱ | 東京都千代田区 | 100 | 情報提供サービス業 | (所有)<br>直接30.0 | ホームページサービス開発・保守の委託 | 資金の回収(注)<br>利息の受取(注) | 48<br>3 | 貸付金 | 86 |

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

### 2．役員及び個人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員及びその近親者が決議の過半数を所有している会社 | 税理士法人田口パートナーズ会計(注2) | 東京都江戸川区 | 5 | 税理士法人 | – | 情報処理の受託等 | 情報処理の受託等(注1) | 54 | 売掛金 | 1 |
| | 税理士法人押田会計事務所(注3) | 神奈川県横浜市 | 4 | 税理士法人 | – | 情報処理の受託等 | 情報処理の受託等(注1) | 23 | 売掛金 | 1 |
| | 税理士法人青山アカウンティングファーム(注4) | 東京都港区 | 8 | 税理士法人 | – | 情報処理の受託等 | 情報処理の受託等(注1) | 30 | 売掛金 | 2 |
| | 税理士法人大藤会計事務所(注5) | 宮城県仙台市宮城野区 | 9 | 税理士法人 | – | 情報処理の受託等 | 情報処理の受託等(注1) | 23 | 売掛金 | 1 |

(注) 1．取引条件ないし取引条件の決定方針等
情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。
2．当社取締役田口操氏の共同設立法人であります。
3．当社取締役押田吉真氏の共同設立法人であります。
4．当社監査役松本憲二氏の共同設立法人であります。

5．当社代表取締役社長執行役員角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。
6．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## Ⅷ　１株当たり情報に関する注記

| | |
|---|---|
| **１．１株当たり純資産額** | 2,686円94銭 |
| **２．１株当たり当期純利益** | 238円07銭 |

## Ⅸ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和元年11月11日

株式会社　Ｔ　Ｋ　Ｃ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　田　裕　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＴＫＣの平成30年10月１日から令和元年９月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 連結貸借対照表

(令和元年９月30日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **41,073** | **流動負債** | **16,278** |
| 現金及び預金 | 29,810 | 買掛金 | 3,602 |
| 受取手形及び売掛金 | 8,755 | 電子記録債務 | 916 |
| リース投資資産 | 443 | １年内返済予定の長期借入金 | 142 |
| 商品及び製品 | 308 | リース債務 | 541 |
| 仕掛品 | 634 | 未払金 | 2,661 |
| 原材料及び貯蔵品 | 147 | 未払法人税等 | 2,450 |
| その他 | 1,015 | 未払消費税等 | 721 |
| 貸倒引当金 | △41 | 賞与引当金 | 3,600 |
| **固定資産** | **55,915** | その他 | 1,640 |
| **有形固定資産** | **17,963** | **固定負債** | **7,590** |
| 建物及び構築物 | 8,404 | 長期借入金 | 479 |
| 機械装置及び運搬具 | 503 | リース債務 | 1,333 |
| 工具、器具及び備品 | 1,793 | 退職給付に係る負債 | 4,764 |
| 土地 | 6,892 | 株式給付引当金 | 562 |
| リース資産 | 369 | その他 | 450 |
| **無形固定資産** | **3,290** | **負債合計** | **23,868** |
| ソフトウエア | 2,456 | **(純資産の部)** | |
| ソフトウエア仮勘定 | 807 | **株主資本** | **73,404** |
| その他 | 26 | 資本金 | 5,700 |
| **投資その他の資産** | **34,661** | 資本剰余金 | 5,711 |
| 投資有価証券 | 15,427 | 利益剰余金 | 63,623 |
| 関係会社株式 | 100 | 自己株式 | △1,630 |
| 長期貸付金 | 38 | **その他の包括利益累計額** | **△1,787** |
| 繰延税金資産 | 7,015 | その他有価証券評価差額金 | △83 |
| 長期預金 | 9,500 | 退職給付に係る調整累計額 | △1,704 |
| 差入保証金 | 1,339 | **非支配株主持分** | **1,504** |
| 長期リース投資資産 | 1,033 | **純資産合計** | **73,121** |
| その他 | 206 | | |
| **資産合計** | **96,989** | **負債及び純資産合計** | **96,989** |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **66,120** |
| **売上原価** | | **22,822** |
| **売上総利益** | | **43,298** |
| **販売費及び一般管理費** | | **33,951** |
| **営業利益** | | **9,347** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 31 | |
| 受取配当金 | 135 | |
| 受取地代家賃 | 52 | |
| 助成金収入 | 13 | |
| 持分法による投資利益 | 27 | |
| その他 | 64 | 325 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 2 | |
| その他 | 0 | 3 |
| **経常利益** | | **9,669** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 1 | |
| 負ののれん発生益 | 88 | |
| 新株予約権戻入益 | 274 | |
| その他 | 8 | 373 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産売却損 | 10 | |
| 固定資産除却損 | 7 | |
| 段階取得に係る差損 | 20 | |
| その他 | 0 | 38 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **10,004** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,776 | |
| 法人税等調整額 | △556 | 3,220 |
| **当期純利益** | | **6,784** |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 63 |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **6,721** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成30年10月１日から令和元年９月30日まで）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | **株主資本合計** |
| **当期首残高** | **5,700** | **5,409** | **59,806** | **△971** | **69,944** |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,904 | | **△2,904** |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 6,721 | | **6,721** |
| 自己株式の取得 | | | | △1,387 | **△1,387** |
| 自己株式の処分 | | 228 | | 535 | **763** |
| 株式交換による増加 | | 74 | | 193 | **267** |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | |
| **当期変動額合計** | **－** | **302** | **3,816** | **△658** | **3,460** |
| **当期末残高** | **5,700** | **5,711** | **63,623** | **△1,630** | **73,404** |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | **純資産合計** |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他有価証券評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | **その他の包括利益累計額合計** | | | |
| **当期首残高** | **917** | **－** | **917** | **235** | **1,453** | **72,550** |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | **△2,904** |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | **6,721** |
| 自己株式の取得 | | | | | | **△1,387** |
| 自己株式の処分 | | | | | | **763** |
| 株式交換による増加 | | | | | | **267** |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △1,001 | △1,704 | **△2,705** | △235 | 50 | **△2,890** |
| **当期変動額合計** | **△1,001** | **△1,704** | **△2,705** | **△235** | **50** | **570** |
| **当期末残高** | **△83** | **△1,704** | **△1,787** | **－** | **1,504** | **73,121** |

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連　結　注　記　表

## Ⅰ　連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　５社

（2）連結子会社の名称

株式会社ＴＬＰ
株式会社スカイコム
ＴＫＣ保安サービス株式会社
ＴＫＣカスタマーサポートサービス株式会社
株式会社ＴＫＣ出版

上記のうち、株式会社ＴＫＣ出版については当連結会計年度において株式交換により完全子会社としたため、連結の範囲に含めております。

（3）非連結子会社の数　１社

（4）非連結子会社の名称

ＴＫＣ金融保証株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

ＴＫＣ金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

### 2．持分法の適用に関する事項

（1）持分法適用関連会社の数　１社

（2）持分法適用関連会社の名称

アイ・モバイル株式会社

アイ・モバイル株式会社は、決算日が３月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

（3）持分法を適用しない非連結子会社の数　１社

（4）持分法を適用しない非連結子会社の名称

ＴＫＣ金融保証株式会社

（持分法の適用の範囲から除いた理由）

ＴＫＣ金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

また、前連結会計年度において持分法適用会社であった株式会社ＴＫＣ出版は、連結子会社となったため持分法適用の範囲から除外しております。

**３．会計方針に関する事項**

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

ａ．時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ｂ．時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

1）商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2）製品

主に売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3）仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4）貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

1）ソフトウエア

a．市場販売目的のソフトウエア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（３年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却

b．自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間を５年とする定額法

2）その他

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③株式給付引当金

取締役等に対する当社株式の給付に備えるため、役員報酬ＢＩＰ信託に関する株式交付規定に基づき、取締役等に割り当てたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

（4）退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。

③未認識過去勤務費用

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（5）重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウエア（ソフトウエアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他のプロジェクト……工事完成基準

（6）その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

②連結納税制度を適用しております。

## Ⅱ　表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

## Ⅲ　連結貸借対照表に関する注記

| | |
|---|---|
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,951百万円 |

## Ⅳ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度期首株式数（百株） | 当連結会計年度増加株式数（百株） | 当連結会計年度減少株式数（百株） | 当連結会計年度末株式数（百株） |
|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 267,310 | － | － | 267,310 |
| 合計 | 267,310 | － | － | 267,310 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式（注） | 3,525 | 3,466 | 2,515 | 4,475 |
| 合計 | 3,525 | 3,466 | 2,515 | 4,475 |

（注）１．普通株式の自己株式の株式数3,466百株の増加は、取締役会決議による自己株式の取得1,555百株、単元未満株式の買取り６百株、役員報酬ＢＩＰ信託による取得1,905百株であります。
２．普通株式の自己株式の株式数2,515百株の減少は、ストックオプションの行使22百株、株式交換571百株、持分法適用会社が保有する親会社株式の処分17百株、役員報酬ＢＩＰ信託への拠出1,905百株であります。
３．自己株式の当連結会計年度末株式数には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式1,905百株を含めております。

### 2．剰余金の配当に関する事項

（１）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | １株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成30年12月21日定時株主総会 | 普通株式 | 1,450 | 55 | 平成30年９月30日 | 平成30年12月25日 |
| 令和元年５月８日取締役会 | 普通株式 | 1,453 | 55 | 平成31年３月31日 | 令和元年６月10日 |

（注）令和元年５月８日取締役会決議による配当額の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決　　議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 配当金の原資 | １株当たり配当額（円） | 基　準　日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和元年12月20日定時株主総会 | 普通株式 | 1,456 | 利益剰余金 | 55 | 令和元年９月30日 | 令和元年12月23日 |

（注）令和元年12月20日定時株主総会による配当額の総額には、役員報酬ＢＩＰ信託が所有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれています。

**３．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数**

該当事項はありません。

## Ⅴ　金融商品に関する注記

**１．金融商品の状況に関する事項**

（１）金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

**2．金融商品の時価等に関する事項**

令和元年９月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

| | 連結貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時　価<br>(百万円) | 差　額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| （1）現金及び預金 | 29,810 | 29,810 | － |
| （2）受取手形及び売掛金 | 8,755 | | |
| 貸倒引当金 | △41 | | |
| | 8,713 | 8,713 | － |
| （3）投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 15,324 | 15,324 | － |
| （4）長期預金 | 9,500 | 9,470 | △29 |
| 資産計 | 63,348 | 63,319 | △29 |
| （1）買掛金 | 3,602 | 3,602 | － |
| （2）未払金 | 2,661 | 2,661 | － |
| 負債計 | 6,263 | 6,263 | － |

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

（4）長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

（1）買掛金、（2）未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．非上場株式等（連結貸借対照表計上額102百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額100百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「（3）投資有価証券　その他有価証券」に含めておりません。

## Ⅵ　1株当たり情報に関する注記

**1．1株当たり純資産額**　2,724円78銭

**2．1株当たり当期純利益**　255円52銭

## Ⅶ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年11月11日

株式会社　Ｔ　Ｋ　Ｃ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　光　完　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　田　裕　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＴＫＣの平成30年10月１日から令和元年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＴＫＣ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、平成30年10月１日から令和元年９月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年11月11日

株式会社　Ｔ　Ｋ　Ｃ　監査役会

常勤監査役　宮　下　恒　夫　㊞

常勤監査役　中　西　清　嗣　㊞

社外監査役　松　本　憲　二　㊞

社外監査役　高　島　良　樹　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案　剰余金の処分の件**

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆さまのご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、毎期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としております。また、情報通信技術（ＩＣＴ）が急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していく中で、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客さまのビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆さまに対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

なお、当社は、株主の皆さまの期待にお応えするべく、第53期中間及び期末の各配当予想を普通配当55円（第52期は中間配当50円及び期末配当55円）とすることを、平成31年４月26日に公表し、中間配当については、55円配当の取締役会決議を経て実施しています。

第53期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭といたします。

（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第53期の業績は、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期利益について、前期実績を超えると同時に過去最高を更新する結果となりました。これに基づき、株主の皆さまに敬意と感謝の意を表するため、平成31年４月26日に公表いたしましたとおり当期末の１株当たりの配当金について、普通配当55円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、1,456,067,085円となります。

なお、既に実施済の中間配当金１株当たり配当55円と合わせて、年間としては１株当たり110円となり、当期の配当性向は46.2％となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年12月23日といたしたいと存じます。

2．その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、相当額を内部留保すべく、以下のとおりといたしたいと存じます。

（1）増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　3,300,000,000円

（2）減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　3,300,000,000円

**第２号議案　取締役１名選任の件**

現任の取締役の員数は10名であります。

経営陣の強化を図るため、新たに取締役候補者　飯島純子氏の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。取締役候補者の略歴等は次のとおりです。

候補者

**飯島（いいじま）　純子（じゅんこ）**（昭和42年８月３日生）
（現姓：澤田）

**所有する当社株式の数**　…　－百株
**当社との間の特別の利害関係**…　なし



新　任

**略歴、当社における地位**

平成13年10月　弁護士登録
平成13年10月　東京虎ノ門法律事務所入所（現任）

**重要な兼職の状況**

－

**社外取締役候補者とした理由**

飯島純子氏は、弁護士としての専門知識と豊富な経験に加え、特にコーポレートガバナンスに関する高い見識を有しております。当社取締役会への計４回のコーポレートガバナンス研修の講師を担当いただき、令和元年10月10日に当社が設置した指名・報酬諮問委員会の委員長として、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則った取締役等の選解任方針・手続き及び役員報酬制度の検討・設計等において強いリーダーシップを発揮していただいております。コーポレートガバナンス強化による当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上への貢献と、女性の視点からの有益な提言をいただけることが期待できるため、独立社外取締役として選任をお願いするものです。

（注）１．当社は、取締役候補者の指名について、取締役会からの諮問に応じて指名・報酬諮問委員会が審議し、その結果を取締役会に答申する手続きを経て、取締役会において取締役候補者として定時株主総会の議案としております。
２．社外取締役の指名については、当社を取り巻く経営環境及び取締役会を構成する取締役・監査役の専門性並びに多様性を考慮のうえ実行しております。
３．飯島純子氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。
４．当社は、当社定款に基づいて社外取締役との間で、会社法第427条第１項の定めに基づいて、社外取締役の同法第423条第１項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結できる旨規定しております。
　飯島純子氏の選任が承認された場合には、当社は、同様の内容の契約を締結する予定であります。
５．飯島純子氏は、婚姻により澤田姓となりましたが、旧姓の飯島で業務を執行しております。

**第３号議案　監査役１名選任の件**

現任監査役４名のうち、松本憲二氏は、本定時株主総会終結の時をもちまして任期満了により退任いたします。

つきましては、新たに監査役候補者　朝長英樹氏の選任をお願いするものであります。監査役候補者の略歴等は次のとおりです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者

**朝長（ともなが）　英樹（ひでき）**（昭和31年２月15日生）

**所有する当社株式の数**　…　－百株
**当社との間の特別の利害関係**　…後記欄外（注）４



新　任

**略歴、当社における地位**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 昭和57年 ４ 月 | 東京国税局採用 | 平成23年 ４ 月 | 朝長英樹税理士事務所 所長 |
| 平成18年 ７ 月 | 税務大学校退職 | | |
| 平成18年 ８ 月 | 税理士登録 | 平成30年12月 | 税理士法人朝長英樹税理士事務所 代表社員（現任） |
| 平成19年 ３ 月 | 日本税制研究所 代表理事（現任） | | |
| 平成20年 ４ 月 | 税理士法人アクト22 代表社員 | | |

**重要な兼職の状況**

－

**社外監査役候補者とした理由**

朝長英樹氏は、特に連結納税制度及び企業再編税制や国際取引に関する税務の専門家として、専門知識と豊富な経験を有しております。当社の税務コンプライアンスの向上において、同氏の専門的な見地から適切な指導と監査を実施いただけると期待しております。

そのため、社外監査役として選任をお願いするものです。

（注）１．当社は、取締役会が監査役候補者とした者を、監査役会の同意を得た上で定時株主総会の議案としております。

２．朝長英樹氏は、社外監査役候補者であります。なお、同氏について、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定です。

３．当社は、当社定款に基づいて社外監査役との間で、会社法第427条第１項の定めに基づいて、社外監査役の同法第423条第１項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することとしております。

朝長英樹氏の選任が承認された場合には、当社は、同様の内容の契約を締結する予定であります。

４．朝長英樹氏は、税理士法人朝長英樹税理士事務所を代表して当社と取引を行っております。

**第４号議案　取締役等及び監査役に対する株式報酬等の内容変更の件**

１．提案の理由及び内容変更を相当とする理由

当社では取締役及び執行役員（社外取締役及び国外居住者を除く。以下、「取締役等」という。）、並びに常勤監査役（社外監査役を除く。）を対象として、当社株式の交付を行う「株式報酬制度（以下、「本制度」という。）」を導入しており、本制度の内容変更をお願いするものであります。

本制度は、取締役等及び常勤監査役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等及び常勤監査役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的としており、昨年12月21日開催の第52期定時株主総会において株式報酬等の額及びその内容についてご承認いただいたものです。

本制度の変更については、本年開設した委員長及び委員の半数を独立社外役員及び社外有識者で構成する「指名・報酬諮問委員会」における審議を経ており、取締役等（執行役員を兼務しない取締役を除く。）及び常勤監査役の株式報酬を業績連動報酬とすることで、株主様も意識した職務遂行につながることとなり、変更は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役は８名、監査役は２名となります。また、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は25名であります。

本議案に基づく株式報酬の支給対象者と支給株式数の算定方法

| 行 | 役位等 | 株式報酬の対象 | 支給株式数の算定方法 |
|---|---|---|---|
| 1 | 取締役執行役員 | ○ | 業績連動型 |
| 2 | 執行役員を兼務しない取締役 | ○ | 固定型 |
| 3 | 社外取締役 | × | － |
| 4 | 常勤監査役 | ○ | 業績連動型 |
| 5 | 社外監査役 | × | － |

２．本制度の内容等

（１）　本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等及び監査役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等及び常勤監査役に対して当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の給付を行なう株式報酬制度です。

（2） 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く）及び常勤監査役について、昨年１２月２１日開催の第５２期定時株主総会でご承認いただいた役位に応じて一定のポイントを付与する方式から、信託期間中の毎事業年度の所定の時期に、同年９月30日で終了する事業年度（初回は令和２年９月30日で終了する事業年度。）において、第一条件として全社の売上高及び経常利益が増収増益で終了したこと、及び第二条件として当社単体の自己資本比率が８０％超であったことを要件とし、全社業績目標の前年対比の比率により、個人別に基本交付株数の０％から120％の範囲でポイントを付与する方法に改めます。全社の業績目標は、限界利益の前年比及び経常利益の前年比をもって示すものとします。

（限界利益とは、売上高から売上高に比例して変動する費用（変動費）を控除した金額です。なお、当社の変動費は、主にコンピューター出力帳表の仕入、ネットワークサービスを提供する際に発生する仕入、パソコンなどのハードウェアの仕入および会計用品の仕入などで構成されています。）

取締役等に付与される１事業年度あたりのポイント総数の上限は、昨年12月21日開催の第52期定時株主総会でご承認いただいた34,000ポイント、また、常勤監査役に付与される１事業年度あたりのポイント総数は4,800ポイントのままとし変更するものではありません。

（3） その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役等に係るものについては取締役会、監査役に係るものについては監査役の協議において定めるものとします。

以　上

## ＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

**インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。**

**当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。**

記

**1．議決権行使サイトについて**

⑴　インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

⑵　インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

⑶　インターネットによる議決権行使は、令和元年12月19日（木曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

**2．インターネットによる議決権行使方法について**

⑴　パソコンによる方法

①議決権行使サイト（ https://evote.tr.mufg.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

②株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

③株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

⑵　スマートフォンによる方法

①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

②セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は１回に限り可能です。２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

③スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．（１）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

**３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い**

⑴　郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

⑵　インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

**４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について**

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

**システム等に関するお問い合わせ**
**三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）**
**・電話　0120-173-027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）**

以　上

## ご参考

### ウェブサイトのご案内

当社のホームページでは、株主・投資家の皆様に当社をより深くご理解いただくため、最新の情報をはじめ、業績・財務データ、歴史、社会・環境への取り組みなど様々な情報を掲載しております。ぜひご覧ください。

https://www.tkc.jp/company



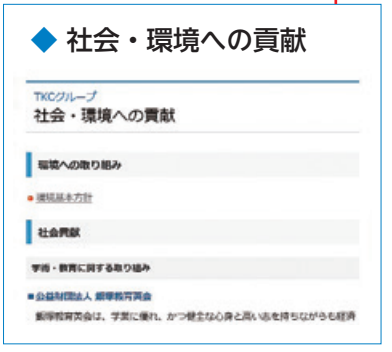












# 定時株主総会会場ご案内図

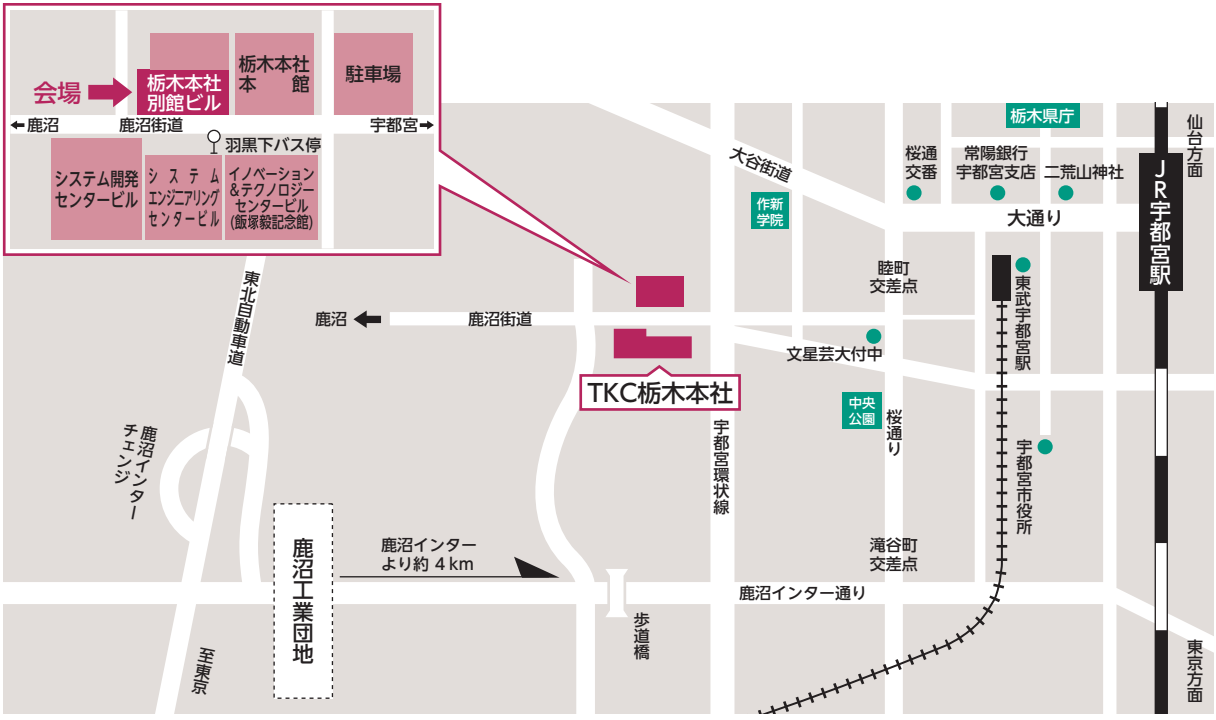
**会　場**

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
当社栃木本社別館　６階会議室

**交　通**

●JR宇都宮線・
JR東北新幹線　：JR宇都宮駅下車
JR宇都宮駅西口バスターミナル10番乗り場より
関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、
「羽黒下」バス停にて下車（所要時間25～40分）

●東武宇都宮線　：東武宇都宮駅下車
「東武宇都宮駅前」バス停より
関東バス「長坂経由新鹿沼」行又は「砥上営業所」行に乗車、
「羽黒下」バス停にて下車（所要時間20～30分）




TKC

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。